（個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項）

第十四条　法第七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項は、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

２　法第七条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

（移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項）

第二十四条の十　法第十六条の六第一項第二号に規定する主務省令で定める事項は、移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

２　法第十六条の六第一項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

（法第十八条第三項に規定する署名利用者の同意の方法等）

第三十五条の二　［略］

２　署名検証者等は、署名利用者が、前項の規定による送信を行うに当たり、同項の同意のうち法第七条第一項第三号に掲げる事項の提供に係るものについて、当該事項ごとに行うことができるようにしなければならない。

［3～6　略］

（利用者証明利用者確認の際に提出する書類）

第四十一条　［略］

２　住所地市町村長は、法第二十二条第三項に規定する利用者証明利用者確認を代理人を通じてするときは、次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

一　当該代理人に対し、次に掲げる書類の提示又は提出を求めること。

イ　申請者本人の署名又は記名押印がある委任状（当該代理人が法定代理人の場合にあっては、法定代理人であることを示す書類）

ロ　旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであって代理人が当該代理人本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの

（個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項）

第十四条　法第七条第二号に規定する主務省令で定める事項は、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

２　法第七条第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　同上］

（移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項）

第二十四条の十　法第十六条の六第二号に規定する主務省令で定める事項は、移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

２　法第十六条の六第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　同上］

（法第十八条第三項に規定する署名利用者の同意の方法等）

第三十五条の二　［同上］

２　署名検証者等は、署名利用者が、前項の規定による送信を行うに当たり、同項の同意のうち法第七条第三号に掲げる事項の提供に係るものについて、当該事項ごとに行うことができるようにしなければならない。

［3～6　同上］

（利用者証明利用者確認の際に提出する書類）

第四十一条　［同上］

２　住所地市町村長は、法第二十二条第三項に規定する利用者証明利用者確認を代理人を通じてするときは、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類（当該代理人が法定代理人の場合にあっては、法定代理人であることを示す書類及び当該次の各号に掲げる書類）の提示又は提出を求めるものとする。ただし、当該利用者証明利用者確認が住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出、同法第二十三条の規定による届出又は国外に転出する旨の同法第二十四条の規定による届出と併せて行われる場合であって、当該代理人が申請者本人と同一の世帯に属する者又は法定代理人であるときは、第二号の回答書の提示又は提出を求めることを要しない。

一　旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであって代理人が当該代理人本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの